

令和 8 年度 事業計画書

社会福祉法人 善隣会

経 営 理 念

○ 公益性・公共性を重視した事業活動

社会福祉事業の従事者として、社会福祉法人の果たすべき社会的役割を遵守し、地域連携とコンプライアンス（法令の遵守）の徹底により事業の透明性を確保する。

○ 利用者の人権と人間性を尊重した生活支援

人としての尊厳を保ち、健康で自立した生活を支援し、利用者本位の適切で良質な高齢者サービスを提供する。

○ 地域福祉活動の推進

地域における社会福祉活動を支える拠点として、地域住民や関係諸機関との連携を進める。

○ 高齢者福祉の担い手としてふさわしい人材の育成

社会福祉従事者としての自覚と誇りをもち、専門知識と技術の向上に努め、利用者及びその家族とより良い人間関係を築ける人づくりを進める。

令和8年度 法人事業方針（案）

2025年問題を抱える中で、全国の特別養護老人ホームの半数以上が赤字経営に陥っており、介護スタッフを含む人員不足や入居者の減少、そして、原油価格や物価の高騰が大きな原因となっております。

山梨県では令和8年度に向けて、福祉施設等に対し物価高騰対策支援金の支給が行われ、物価高騰により光熱費、食材費、診療材料、消耗品費、及び燃料費の負担が増え、経営を圧迫している福祉施設等への支援が行われます。

また、国では急激な物価高騰や介護職員不足に対応するため、臨時で介護報酬の改定を行う方針が示されました。

主な目的は、介護従事者全体の処遇改善と、食費の基準費用額の見直しであります。

処遇改善については、これまでの介護職員に加え、看護師・ケアマネなど介護従事者全体に1万円の賃上げが実現するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業所の職員には上乘せがあり、介護職員には最大で1万9千円の賃上げが可能となります。

食費の基準費用額については、1日あたり100円の引き上げ（1445円⇒1545円）が行われますが、低所得者に対しては据え置き措置等がとられることとなっております。

今回の改正等により、介護分野の深刻な人手不足と他産業との賃金格差を解消、そして、介護従事者の待遇を改善し、また、介護事業所の負担増を緩和するものと期待するところであります。

善隣会においても、介護職員不足や物価高の影響化にあって大変厳しい経営状況が続いておりますが、介護事業所がこの状況から脱却するためには、「生産性の向上」への取り組みが不可欠であるとされております。

創立50周年を迎えた善隣会が、「持続可能な法人経営」を推進していくためには、生産性向上や、人材の育成と確保を目的とした取り組みが喫緊の課題となっております。

令和8年度においては、次のとおり法人としての重点目標を定め、経営の安定化や働きやすい職場づくりを通じて、介護サービスの充実に努めてまいります。

なお、本年度から給食委託業者が変更となります。ご利用者にとって食事は最も大きな楽しみであり、健康維持や生活の質（QOL）向上に欠かせない要素であるため、その増進に努めてまいります。

【重点目標】 「持続可能な法人経営の推進」

1、経営の安定化について

- ① 介護保険収入の増加を図るため、新設加算の把握と対応力の醸成に努める。
- ② 人件費・光熱水費など事業経費の削減に努める。
- ③ 適正な職員数をもって適切な介護サービスを提供する。
- ④ 職員の処遇改善を促進し定着化を図る。
- ⑤ 特養における入院者数減少への取り組みを強化する。
- ⑥ 通所部門における新規利用者等の獲得による稼働目標の達成に努める。
- ⑦ 感染症対策の徹底を図る。
- ⑧ 居宅介護事業所と他の事業所との連携を深め、相乗効果が得られるような関係を確立させていく。

2、介護の生産性の向上の具体的取り組みについて

介護現場における生産性の向上とは、介護サービスの質を維持・向上させながら業務を改善し、限られた人材でより多くの利用者へ質の高いケアを届けるための取り組みを指すものであり、単なる業務効率化とは異なり介護の価値を高めることを目的としており、今回の介護報酬の改定では、生産性向上が加算獲得の必須条件となっております。

令和8年度は、最重点項目として積極的に取り組んでまいります。

① テクノロジーの活用（ICT化の推進）

介護ロボット（移乗支援ロボット）の活用や、ICT（情報通信技術）の導入により、業務負担の軽減と介護の質の維持・向上に貢献します。介護ソフトの導入で記録業務を効率化され、職員の身体的・精神的負担が軽減されます。

現在、善隣会で導入しているICTについては、導入目的に沿った有効活用を促進していきます。

② 業務改善による効率化（職場環境の整備）

㊦ 5S活動「整理・整頓・清掃・清潔・しつけ」や、業務におけるムダの排除「ムリ・ムダ・ムラ」を洗い出し、改善することで時間創出や効率化を図ります。

㊧ 業務の明確化と役割分担を行うことで業務の重複や漏れを防ぎます。

㊨ 業務手順を標準化することで、誰もが同じ品質で業務を行えるようになり、教育時間の短縮につながります。

③ 情報共有の工夫

インカムを活用してリアルタイムでの情報連携体制構築することで、業務の円滑化を図ります。

3、人材の確保・育成・定着について

今回の処遇改善の見直しが急がれるが背景には、介護業界が抱える深刻な人材不足と他産業との賃金格差にあります。

一般産業では、平均 5.25%の賃上げに対し、介護職員の処遇改善による賃上げは 2.5%にとどまっており、この差が人材確保の大きな足かせとなっております。

また、職員の離職理由には、人間関係、給与の低さ、将来への不安などが多く挙げられていることから、処遇改善は人材確保と定着のために不可欠の要素となっており、介護職員の処遇改善を実施する上でも職場環境の改善を行うことが求められております。

① 人材の確保・定着に向けた取り組み

善隣会では、令和 8 年度から職員の定着と安定した社会生活維持を目的として、職員就業規則を改正し、退職年齢を 65 歳に延長するとともに、すでに定年退職した 65 歳以下の嘱託職員は、経過措置として身分変更を行い正職員に復帰いたしました。

今後は、昇給停止年齢の延長を含め、各種手当の拡充等の待遇改善に取り組んでまいります。

② 人材育成について

介護施設の成長や介護の質の向上を図るためには、職員のスキルアップは不可欠で、そのための人材育成が重要となっており、離職を防ぎ定着率を向上させる効果もあると考えます。

基本的な考えとして、在職している職員の培った知識・技術・経験値は法人の財産であり、離職することは法人にとって大きな損失となります。

善隣会では、職員教育・研修制度に基づき内部研修や外部研修等を活用することにより、介護技術や仕事に対する意識の向上を促進し、職員のスキルアップを図ってまいります。

令和 8 年度は、ジョブメドレーの研修体系を活用して、全職員・全職種に対するキャリアアップ研修を実践していきます。

③ 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、中堅職員に対するマネジメント研修等の受講支援等を行ってまいります。

4、働きやすい職場づくりについて

「善隣会職員の心得」に示されているとおり、介護施設職員としての秩序と規律を守り、互いに尊重し協力し、助け合う心をもって職務を遂行することが肝要であります。

それが、職場の明るく楽しい雰囲気にならねて、利用者が安心して豊かに生活できる環境が醸成できることにつながるものであります。

- ① 上記を踏まえ、職員の「やりがい・働きがい」の醸成を図るため、ミーティング等による職場内コミュニケーションの活発化を促進することにより、介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善を図ってまいります。

また、先の「介護の生産性の向上」で示した「業務の効率化」の具体策を実践することが課題となっております。

- ② ご家族等へ定期的に説明会を実施して、法人の運営方針・経営状況・介護サービス提供内容等について周知を願い、協力が得られるよう理解をしていただくよう努めてまいります。

- ③ 特養尚古園の多職種職員の配置について

現在、看護師・相談員・ケアマネ・管理栄養士・理学療法士は、事務室隣の相談室において情報を共有する中で、それぞれの業務対応を行っております。

業務の効率化の一環として、尚古園の A フロアと B フロアに上記職種を分散配置することにより、入所者の的確な病状把握や、迅速な対応が可能となりますので検討してまいりたいと考えております。

- ④ サテライト特養尚古園の一人夜勤体制の改善について

令和 6 年 11 月末をもって宿直業務が終了し、現在は一人夜勤となっており夜勤者にとって大きな業務負担となっており懸案事項ともなっております。

今年度は、その負担軽減を図るため、法人職員による宿直業務を復活してまいります。

5、施設整備改修計画

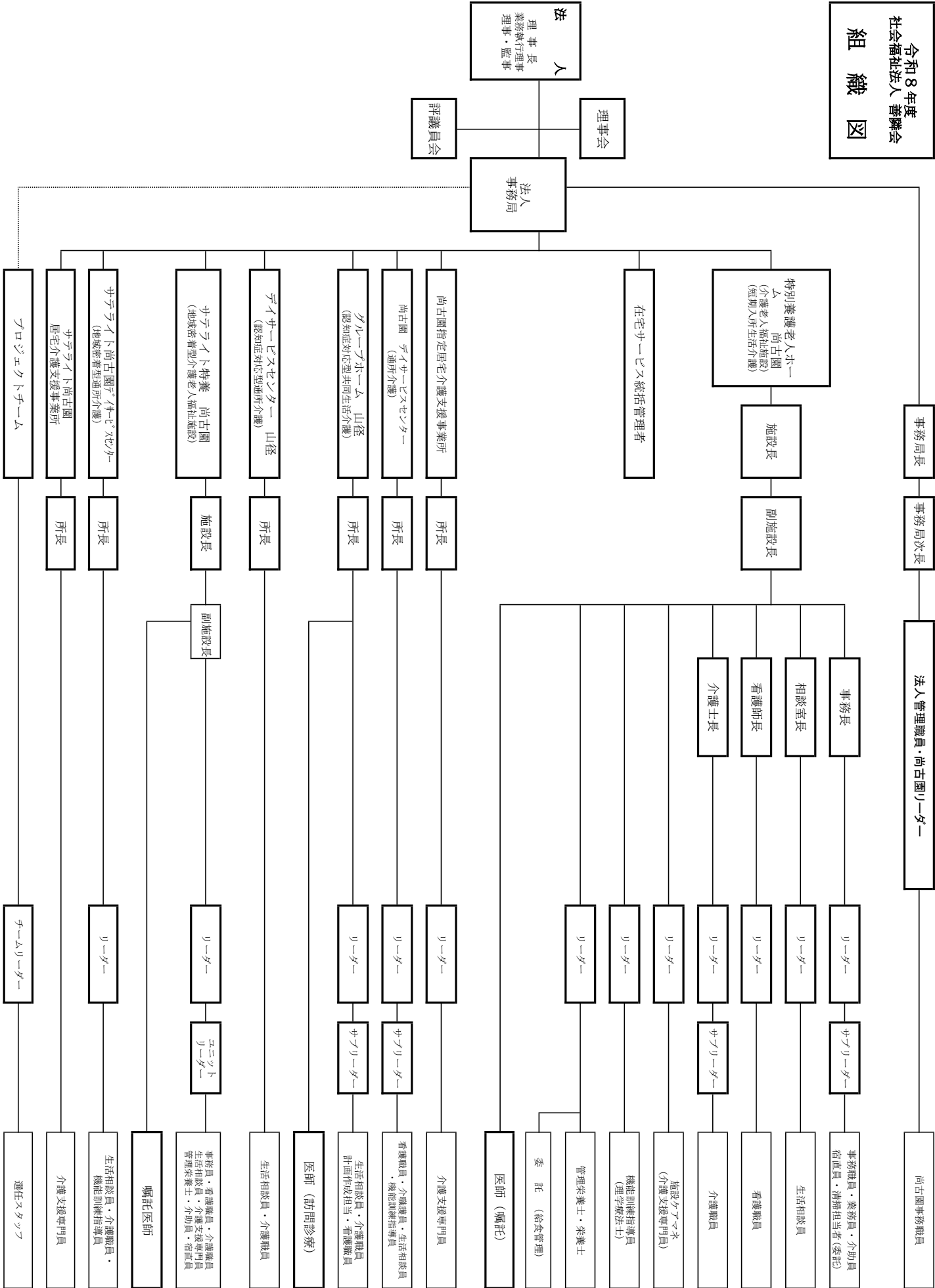
(1) 特養尚古園

- ① 居室前廊下防犯カメラ（9 台）の設置
- ② インカムの導入（骨伝導イヤホン 9 基）

(2) サテライト特養尚古園

- ① インカムの導入（4 基）
- ② 電話設備入替工事
- ③ NAS 接続工事

令和8年度
社会福祉法人 善隣会
組 織 図



* この組織図は、令和8年度の機能組織図です。運営上、年度の途中で変更することがあります。

法人会議一覧

施設区分	会議・委員会名	開催日	会議内容・会議目的	構 成
法人	理事会	年2回以上	法人運営の意志決定機関	理事6名・監事2名・法人事務局
	評議員選任・解任委員会	理事会で決定した日程	法人の評議員の選任及び解任を行う	理事会が選任した、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名、 (庶務的事項は事務局が行う)
	評議員会	年1回以上	法人運営の議決機関 ①理事及び監事の選任・解任 ②役員報酬基準の策定 ③予算・決算の承認 ④事業計画・事業報告の承認 ⑤定款の変更 ⑥財産の処分 ⑦社会福祉充実計画の承認 ⑧その他法令又は定款で定められた事項	評議員7名・監事2名・法人事務局
	法人経営会議	月1回 第4金曜日	法人運営の実務決定機関	理事長・業務執行理事・事業所長・法人事務局 他
	在宅サービス連絡会議	月1回	在宅サービスと施設サービスのつなぎ役となるように、ニーズへの対応、サービスの質の向上、その他の課題について協議し、事業所間の連携及び情報活用等を行なう、ニーズに合ったサービスの調整と発信を行う。	各事業所の長又はリーダー・相談員など事業所の運営及び連携に深く携わっている職員、他
	第三者委員会	年2回	ご利用者やそのご家族等からの苦情について、“善隣会苦情解決要綱”に則り、適切な解決を図る。また、重要なニーズを把握してサービス提供に生かしていく。	苦情解決責任者（理事長）、業務執行理事、苦情受付担当者（事業所長・相談員など）、第三者委員
	リスク対応委員会	必要時	事業運営上のリスクに対して、総合的に対応出来るように、法人組織体制の確立と想定されるリスク（身体拘束廃止・虐待防止・感染症予防・事故防止・個人情報保護等）について、対策を講ずるとともに、意思決定機関としての役割を持つとともに、法人職員の知識・技術の向上を図る。	理事長・業務執行理事・事業所長・看護リーダー
	教育・研修委員会	年2回程度	リーダー職員の育成と各事業所に求められる職員の知識・技術の向上を図り、より質の高いサービスを提供することを目指して、各事業所の教育研修を管理する。	各事業所長又はリーダー
	衛生委員会	月1回	事業所の労働安全衛生管理に関する基本的事項を定め、労働災害の防止と快適な職場環境の整備を図り、職員の安全と健康を確保する。 また、ストレスチェック実施に基づくメンタル管理及び職場巡視を通じて事業所の安全衛生上の管理を実施する。	産業医、衛生管理者、衛生委員

事業所別会議一覧

区 設	会議・委員会名	開催日	会議内容・会議目的	構 成
特別養護老人ホーム 尚古園	運営会議	月1回 第3木曜日	施設で提供している各種のサービスの自己評価と改善を図る。	施設長・生活次長・相談員リーダー・看護リーダー・介護士長・介護リーダー・相談員・ケアマネ・管理栄養士・機能訓練指導員
	例会会議	月1回	施設内の各種問題解決を目的として開催し、問題解決に特化した協議を行うことで、サービス内容の見直しや業務運営上における改善手段等の策定を行う。	理事長、常勤理事、生活次長、事務リーダー、看護リーダー・介護士長・相談員リーダー・その他担当職員
	リーダー会議	月1回	介護現場におけるサービスの見直し改善を行ない、生活支援方針・重点目標に沿ったケアを推進する。	施設長、生活次長・介護士長・介護リーダー・サブリーダー
	サービス担当者会議	随時	利用者のアセスメントとケアプラン作成、及び作成したプランの評価・検討・確認のため、家族・本人・関係職員で協議する。	本人・家族・ケアマネ・管理栄養士・介護職員・看護職員・機能訓練指導員・相談員・施設長
	介護ユニット会議	月1回	生活支援方針・重点目標に沿って、よりきめ細かい業務推進とサービスの提供を図る。	介護職員
	入所判定会議	随時	高順位となった入所申込み者の入所・ショート利用希望者について検討する。	施設長・生活次長・介護士長・看護リーダー・相談員、地域関係者
	入所受け入れサービス担当者会議	随時	入所決定者のスムーズな入所のための総合的な検討と、ケアプランの原案作成のための会議	看護リーダー・介護士長・ケアマネ・看護職員・介護職員・相談員・機能訓練指導員
	栄養カンファレンス	月1回	多職種で食事・栄養の課題を中心に多角的に相談をし、計画を立て、実行し、栄養改善を図ることを目的とする。	管理栄養士・看護職員・介護職員 ケアマネ・機能訓練指導員
	ショートステイ連絡会議	月1回	ショートステイ利用者に、より質の高いサービスを提供するための情報共有と徹底	相談員・介護職員
	広報係	年4～5回	入所者とその家族及び関係機関との連携を深める目的で、年2回の広報誌「尚古園だより」の作成・発行を行う。	事務職員・相談員・ケアマネ・介護職員
	防災委員会	年4～5回	職員の防災意識・災害対応能力の向上を図るため、防災訓練と教育を推進する。また、消防設備の保全を確実にする。	施設長・介護士長・看護リーダー・介護職員・相談員・事務職員
	食事検討委員会	月1回程度	利用者のニーズを正確に捉え、より良い食事の提供を目的とし、多職種で食事内容を協議する。	施設長・管理栄養士・看護職員・介護職員・委託業者
	介護事故防止委員会	年4回	アクシデントレポート及びヒヤリ・ハットの分析と、原因の改善、事故防止を職員に周知する。	施設長・生活次長・嘱託医・介護士長・看護リーダー・介護職員・ケアマネ・機能訓練指導員・相談員・事務職員
	感染症対策委員会	随時	職員への感染防止対策の徹底と教育	施設長・生活次長・嘱託医・介護士長・看護リーダー・介護職員・管理栄養士・相談員・事務職員
	褥創防止対策委員会	年2～3回	褥創発生のリスクを評価し防止対策を実践。職員への褥創防止対策の徹底と教育。LIFE：褥瘡対策の計画表作成し、加算の取得を継続する。	看護職員・介護職員・管理栄養士・ケアマネ・機能訓練指導員
	虐待防止委員会	年4回	利用者の人権と人間性、尊厳を尊重し、虐待防止に努める。	施設長・介護士長・看護リーダー・ケアマネ・介護職員・相談員
	身体拘束廃止委員会	年4回	“利用者の人権と尊厳を遵守する”ことの大切さを職員に浸透させ、ケアのレベルアップにつなげる。	施設長・副施設長・介護士長・看護リーダー・ケアマネ・介護職員・相談員
	口腔衛生管理委員会	随時	利用者の健康増進の一助として、口腔衛生の管理を推進していく。	介護士長・管理栄養士・介護職員・ケアマネ・看護職員
	医療行為検討委員会	随時	看護と介護の協働により、介護職員による医療行為の実施が安全に行えるための体制の整備と実践 喀痰吸引等の実地研修を行い、認定特定行為業務従事者認定書の取得を目指す。	施設長・嘱託医・介護士長・看護職員・ケアマネ・看護職員・介護職員・相談員
	生産性向上委員会	随時(加算算定後は1回/3月)	新たに設置が義務付けられた、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会 (令和9年度までの経過措置期間あり)	施設長・生活次長・介護士長・事務リーダー
尚古園 セニターサービス	業務運営会議	月1回	利用者ニーズに応じた適切なサービスを提供するために、サービス内容の見直しや業務運営上における改善計画等の策定を行う。	所長・サブリーダー・看護職員
	例会会議	月1回	施設内の各種問題解決を目的として開催し、問題解決に特化した協議を行うことで、サービス内容の見直しや業務運営上における改善手段等の策定を行う。	理事長、常勤理事、事務局長、所長・その他担当職員
	食事検討委員会	月1回程度	利用者の希望に沿った、より良い食の提供を目的とする。食事調査を定期的実施し、ニーズを的確に把握する。	所長、担当職員
	感染症対策委員会	年2回	職員への感染防止対策の徹底と教育、研修計画立案	所長、サブリーダー、看護師
	高齢者虐待防止委員会	年2回	高齢者虐待の防止と早期発見、不適切ケアへの取り組みや職員研修について検討する。	所長、サブリーダー、担当職員
	生産性向上委員会	年2回	業務の効率化や負担軽減を図るため、業務内容の見直しやICT・の活用、5S活動等について検討する。	所長、サブリーダー、担当職員
	サービス担当者会議	随時	利用者のアセスメントとケアプラン作成、及び作成したプランの評価・検討・確認のため、家族・本人・関係職員で協議する。	利用者とその家族・ケアマネジャー・相談員
	スタッフ会議	月1回	① 翌月のスケジュール調整 ② ケース検討 ③ 入所者の把握④研修報告	所長・リーダー・相談員・介護職員・看護職員

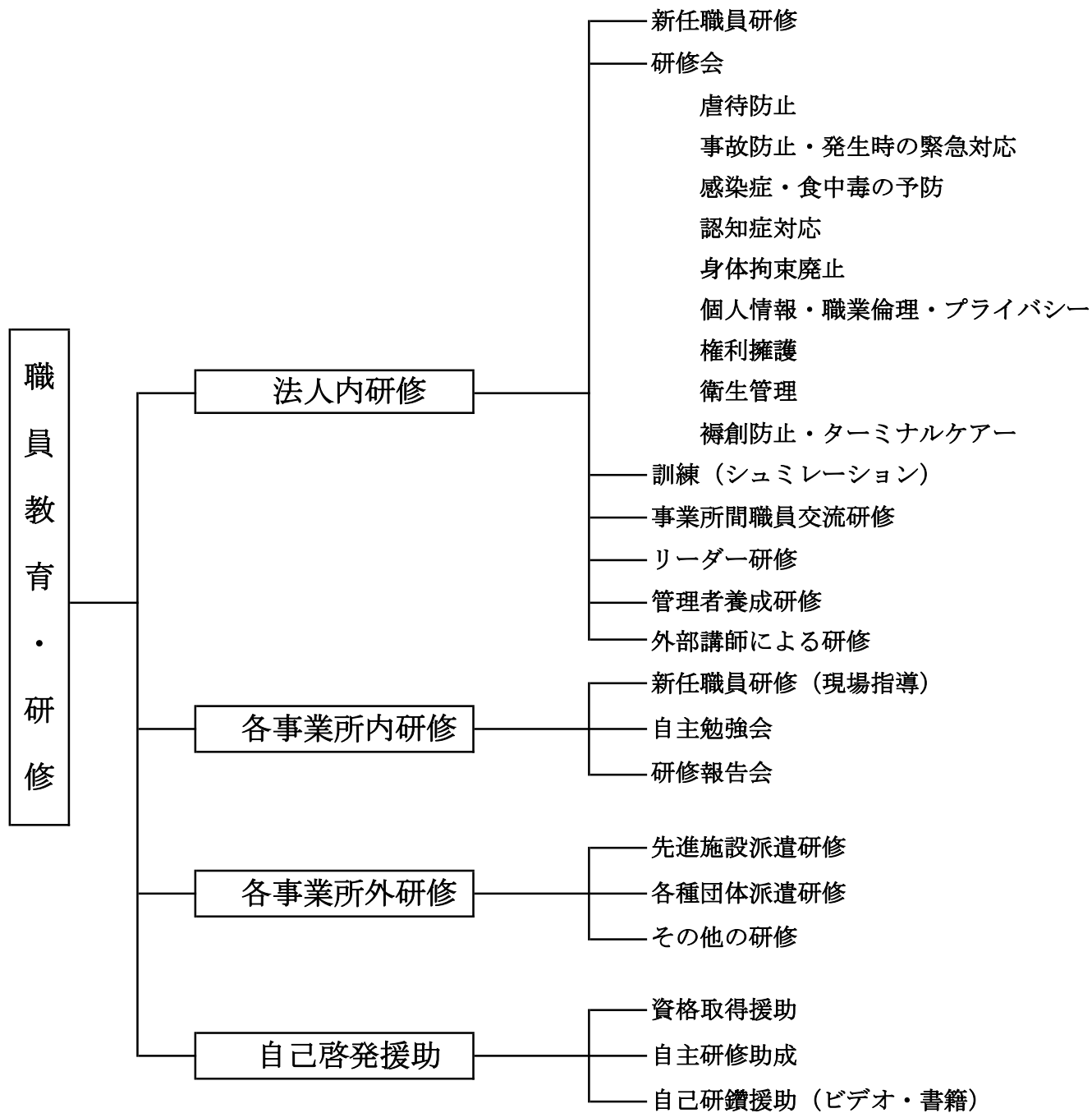
施設 区分	会議・委員会名	開催日	会議内容・会議目的	構 成
デイ グ ル ー プ ホ ー ム 山 径	スタッフ会議	月 1 回	① 次月のスケジュール調整 ② 日々提供している各種のサービスの自己評価と改善 ③ 職員の教育及び研修	所長・リーダー・ケアマネ・介護職員
	例会会議	月 1 回	施設内の各種問題解決を目的として開催し、問題解決に特化した協議を行うことで、サービス内容の見直しや業務運営上における改善手段等の策定を行う。	理事長・常勤理事・事務局長・所長・リーダー・その他担当職員
	サービス担当者会議	随時	利用者のアセスメントとケアプラン作成、及び作成したプランの評価・検討・確認のため、家族・本人・関係職員で協議する。	所長・リーダー・ケアマネ・介護職員・利用者ご本人・家族・担当主治医
	入所判定会議	随時	入所担当者の入所決定に向けた検討。新規入所予定者のスムーズな入所のための総合的な検討。	所長・リーダー・ケアマネ
	身体拘束適正化会議	年 4 回	“利用者の人権と尊厳を遵守する”ことの大切さを職員に浸透させ、ケアのレベルアップにつなげる。	所長・リーダー・ケアマネ・介護職員
	運営推進会議	年6回	利用者、地域住民、市町村職員に対して、提供しているサービスを公開し、事業所による利用者や各種情報の抱え込みを防止し、地域に開かれた施設運営とサービスの質の確保を図る。	利用者代表・家族代表・民生委員・地域包括支援センター・自治会長・有識者・施設関係職員
サ テ ラ イ ト 特 養 尚 古 園	サテライト会議	月 1 回	円滑な業務推進と安全管理及び職員連携を円滑にするとともにチームワークの強化を図り生産性向上を目指す。 ①重要事項の企画・管理・検討・決定 ②スケジュールの確認 ③本体施設との連携の下、運営に関する諸事項の検討。	施設長・看護リーダー・ユニットリーダー・ケアマネ・相談員・管理栄養士
	例会会議	月 1 回	施設内の各種問題解決を目的として開催し、問題解決に特化した協議を行うことで、サービス内容の見直しや業務運営上における改善手段等の策定を行う。	理事長・常勤理事・事務局長・施設長・ユニットリーダー・その他担当職員
	ユニット会議 (スタッフ会議)	月 1 回	利用者のサービスにかかわることすべて。利用者情報を共有、生活支援方針・重点目標に沿ってよりきめの細かい業務推進とサービスの提供を図る。	施設長・ユニットリーダー・ケアマネ・相談員・介護職員・看護職員・
	サービス担当者会議	随時	利用者のアセスメントとケアプラン作成、及び作成したプランの評価・検討・確認のため、家族・本人・関係職員で協議する。	利用者とその家族・看護職員・ケアマネ・介護職員・相談員・管理栄養士
	感染症対策委員会	年 4 回	感染症の発生・まん延を防ぐためのすべての活動。職員への感染防止対策の徹底と教育を推進する。空気清浄機・加湿器の清掃の徹底。	施設長・看護リーダー・ユニットリーダー・管理栄養士・相談員・ケアマネ
	介護事故防止委員会	年 4 回	インシデントレポート及びヒヤリ・ハットレポートの分析と改善・事故防止を職員に周知する。事故発生時の対応を文書等で明確にする。事故防止の研修を推進する。	施設長・ユニットリーダー・看護リーダー・相談員・ケアマネ・介護職員
	身体拘束等廃止委員会	年 4 回	“利用者の人権と尊厳を遵守する”ことの大切さを職員に浸透させ、ケアのレベルアップにつなげる。	施設長・ユニットリーダー・看護師長・ケアマネ・介護職員・相談員・管理栄養士
	虐待防止委員会	年4回	利用者の人権と人間性、尊厳を尊重し、虐待防止に努める。	施設長・ユニットリーダー・看護師長・ケアマネ・介護職員・相談員・管理栄養士
	栄養カンファレンス	月1回	利用者の身体・接触・栄養状況を把握し、多職種で食事内容の検討・栄養計画を協議する。	管理栄養士・看護職員・介護職員 ケアマネ 相談員
	サテライト 食事検討委員会	月 1 回程度	利用者の希望に沿った、より良い食の提供を目的とする。食事調査を定期的に実施し、ニーズを的確に把握する。	施設長・管理栄養士・看護職員・介護職員・委託業者
	入所判定会議	随時	入所担当者の入所決定に向けた検討。 新規入所予定者のスムーズな入所のための総合的な検討。	施設長・ユニットリーダー・相談員・看護リーダー・ケアマネ
	運営推進会議	年6回	利用者、地域住民、地域介護保険支者等に対して、提供しているサービスを公開し、事業所による利用者や各種情報の抱え込みを防止し、地域に開かれた施設運営とサービスの質の確保を図る。	利用者代表・家族代表、民生委員、地域包括支援センター、自治会長、有識者、施設関係職員
サ テ ラ イ ト 尚 古 園 デ イ グ ル ー プ サ ー ビ ス セ	例会会議	月 1 回	施設内の各種問題解決を目的として開催し、問題解決に特化した協議を行うことで、サービス内容の見直しや業務運営上における改善手段等の策定を行う。	理事長・常勤理事・事務局長、所長・リーダー・その他担当職員
	スタッフ会議	月 1 回	利用状況等の報告及び生活支援方針・重点目標に沿ったサービス提供内容の実施確認・協議・周知徹底を通じて、適切なサービス提供の実現を図る。ご利用者が安心できる居場所としての役割を果たせるよう、身体拘束廃止・虐待防止・感染症対策・事故防止等の検討を行う。	所長、相談員、介護職員
	サービス担当者会議	随時	利用者のアセスメントとケアプラン作成、及び作成したプランの評価・検討・確認のため、家族・本人・関係職員で協議する。	利用者とその家族・サービス担当者・ケアワーカー・相談員
	運営推進会議	年 2 回	利用者、地域住民、地域介護保険支者等に対して、提供しているサービスを公開し、事業所による利用者や各種情報の抱え込みを防止し、地域に開かれた施設運営とサービスの質の確保を図る。	利用者・家族代表、民生委員、地域包括支援センター、自治会長、有識者、施設関係職員
	サテライト 食事検討委員会	月 1 回	利用者の希望に沿った、より良い食の提供を目的とする。食事調査を定期的に実施し、ニーズを的確に把握する。	所長・担当職員

職 員 教 育 ・ 研 修 の 指 針

社会福祉法人善隣会の経営理念及び運営基本方針に則り、ご利用者の尊厳を守り、ご利用者のQOL（生活の質）の向上を目指すことを目的に、職員教育・研修体系に基づき、職員教育・研修を実施していくことにより、介護の専門職としての技術と自覚を持った地域社会に貢献できる人材を育成するものとする。

- ☆ 社会人としての資質の向上を図る。
- ☆ 職業人としての姿勢・職務に対する責任を自覚する。
- ☆ 専門職としての知識・技術を高める。

(福) 善隣会 令和8年度職員教育・研修体系



事業所別事業計画書

特別養護老人ホーム 尚古園
サテライト特養 尚古園
尚古園指定居宅介護支援事業所
グループホーム山径
尚古園デイサービスセンター
デイサービスセンター山径
サテライト尚古園デイサービスセンター
サテライト尚古園指定居宅介護支援事業所

特別養護老人ホーム尚古園

生活支援方針

令和8年度法人事業方針を踏まえ、ご利用者の立場に立った生活支援をすすめることを基本とする。また施設サービス計画に基づき、一人ひとりに適した速やかで柔軟性のある援助を効果的に行うため、多職種間の連携を密にし、心身の健康保持と自立支援に努め、合わせて生活の活性化を図るものとする。また権利擁護を常とする施設として、看取り期のACPを進めてゆく。

重点目標

- ☆ ご利用者・ご家族から信頼され満足して頂けるサービスを提供するため、以下の項目について重点的に取り組んでいく。
- * 目標管理制度を活用し人材育成、介護の質向上、人材の定着に努める。
- * 身体拘束廃止委員会、虐待防止委員会、事故防止委員会、感染対策委員会が連携し、ご利用者の権利擁護に対する意識を高める。
- * 継続的な介護サービス提供のための業務継続計画（BCP）の策定と感染症対策を徹底する。
- * 生産性向上委員会の設置、運営により、ICTの活用や業務の改善、効率化を目指す。
- * 口腔衛生管理の推進（訪問歯科との連携）
- * 多職種連携強化による、安心した暮らしを護れる生活支援およびACPに向けた取り組みを行う。

実施内容

- (1) 生活援助
 - ・ 管理的・画一的援助にならないようにご利用者、ご家族、多職種で話し合い策定した施設サービス計画に基づき、ご利用者一人ひとりにあった生活援助に努める。（施設内だけの援助に止まらず、ご家族と連携した活動の提供）
 - ・ 残存機能を引き出し、ご利用者それぞれの自立した生活への援助に努めるとともに、変化に対しては速やかで柔軟性のある援助に努め、機能維持、体調悪化を予防できる様に、多職種と連携を図る。（タイムリーなカンファレンス等を開催する）
 - ・ ご利用者の主体性を損なうことなく意思決定に対して関係者の連携で、側面からの援助に努める。（身体面、生活面だけでなく、ご本人の望む精神的な目標設定・ACPの考え方を取り入れた支援する）
- (2) 生活指導
 - ・ ご利用者・ご家族の社会的・経済的、また施設の生活支援全般に対しての相談にのり、必要な助言や連絡調整を行う。又、ご利用者・ご家族からの苦情は、それがどのようなものであっても真摯に受け止め誠意を持って対応する。
- (3) 食事・栄養管理
 - ・ 食事は生活支援の一部であることを念頭に、科学的根拠といった客観的な情報とご利用者・ご家族の思いといった主観的な対話を統合した食事・栄養管理を実践し、ご利用者のQOLの維持・向上を図る。給食委託会社が変更となるため、安全で美味しい食事の提供に向けて、連携強化に努めていく。
- (4) 保健衛生
 - ・ 衛生管理と感染症対策の強化徹底により免疫低下した高齢者が清潔で健康な生活を送れる安全な環境を維持する。
- (5) 医療・リハビリ
 - ・ 高齢者の特性（身体機能低下、持病）に配慮し、転倒・感染症・誤嚥などのリスクを徹底管理することで、安心・安全で快適な生活環境を医務面から提供する。
 - *安全の追求：転倒予防、誤嚥性肺炎予防、皮膚トラブル予防、服薬管理
 - *快適性の向上：生活のQOL向上、清潔保持、苦痛の緩和（ACPの取り組み）
 - *身体的配慮：高齢者の特性（フレイル、認知症）への理解を多職種と共有し対応する。
 - ・ 他職種との連携のもと、残存機能を活かした日常生活動作・個別機能訓練の提供に努め、日

常生活の質を保てるように努める。また、LIFE からのフィードバックを活用して、効果的アプローチへとつなげていく。

(6) 教養・娯楽

- ・ 趣味や楽しみのある生活が送れるように、四季折々の季節感を大切にし、楽しめる環境や備品を整え、ご利用者一人ひとりがそれぞれの状態に応じて参加意識の持てる活動を工夫する。

(7) ご家族との連携

- ・ ご利用者のご家族の精神的なつながりが途切れぬように、個別の家族状況を把握し、担当職員を中心にご家族と職員の信頼関係を築きながら連携を深める。

(8) 地域交流

- ・ いきいきサロンなどの地域活動参加や消防団などの関連組織との連携を密にし、施設の持つ機能を積極的に地域に提供し、地域福祉の拠点としての役割を果たしていく。

(9) 5S活動の推進と環境整備

- ・ 安全に快適に生活できるように、清潔・美観に富んだ環境作りに努める。
- ・ 設備・器具什器等は定期的に点検し、ご利用者の生活に支障がないように努める。

(10) 防災・減災

- ・ 防災訓練は立地環境・マンパワーに則したものを行い、災害時にご利用者の生命・財産・時間を守れるよう、実践的な訓練を行い、チームで評価及びBCPへの反映に活かします。

年 間 行 事 予 定					
	年 間	月 間	旬 間	週 間	日 課
4月	お 花 見 週 間	諏訪神社参拝	実習生 帝京福祉専門学校 実務者研修 教職介護体験	深澤先生診察 (水曜)	入浴
5月	端 午 の 節 旬 母 の 日				
6月	創 立 記 念 日 父 の 日	物故者供養		サービス担当者 会議	生活リハビリ
7月	七 夕 土用の丑の日	お墓参り			
8月	夏 祭 り	美容室		甲府デンタル クリニック (週2回)	レクリエーショ ン
9月	十 五 夜 会 敬 老 会				
10月	十 三 夜 会 栗 ぜんざい 会	床屋			
11月	豚 汁 会	ひまわり会			
12月	ク リ ス マ ス 会 餅 つ き				
1月	新 年 祝 賀 会 七 草				
2月	節 分				
3月	ひ な 祭 り 慰 霊 祭				

防 災 訓 練 年 間 計 画

訓 練 種 目		時 期	内 容
総合訓練		10 月	警戒宣言発令から、地震発生退避・避難誘導・消火・通報等の総合訓練
部 分 訓 練	消火放水訓練	7 月	消火器具の取扱いの熟知を図るため、消火栓・消火器による放水・消火訓練
	夜間想定 通報訓練 非常召集訓練	随時	消防機関への通報訓練 警戒宣言発令時、地震・火災発生時の施設内通報訓練 夜間非常招集の实地訓練
	土砂災害想定 防護避難訓練 救護訓練	8 月	火災時の避難誘導訓練 地震発生時、警戒宣言発令時の避難誘導訓練 避難器具の使用方法 負傷者の救護訓練
指 導	防 災 教 育 BCP 研修	8 月・10 月	防災の教育 役割分担など確認
	BCP 訓練	8 月・10 月	防災窯のガス取り出し連結訓練 停電時の業務継続訓練

サテライト特養尚古園

生活支援方針

令和8年度法人運営方針を踏まえ、ご利用者の立場に立った生活支援をすすめることを基本とする。地域密着型施設サービス計画に基づき、住み慣れた地域でこれまでの生活を継続できるよう可能な限り配慮し、ユニットケアの利点を最大限に活用し、「個別ケア」の促進と「生活の場」の形成をすすめる。また権利擁護を常とする施設として、看取り期のACPを進めてゆく。

重点目標

☆地域密着型施設として、ユニットケアの推進と、それに基づく良質な個別ケアの提供。

- ・ ご利用者の「暮らし」を支え、護る介護の実践。
- ・ ユニットケアの概念を各職員が正しく理解し、その考えに基づいた個別性を重視したケアの提供。
- ・ 多様な生活に対応できる介護を提供する為、職員のスキルアップができるよう研修を重ねる。
- ・ 業務継続計画（BCP）の継続的な見直し。
- ・ 生産性向上委員会を設置し、外部研修などを活用して業務改善への取り組みを実施していく。
- ・ 業務の効率化を図る為、介護テクノロジーの導入を進めていく。
- ・ 多職種連携強化による、安心した暮らしを護れる生活支援およびACPに向けた取り組みを行う。

実施内容

- (1) 生活援助
 - ・ 入居者一人ひとりが、最期までその人らしい生活を送れるように支援する体制を構築する為、ACPを施設全体で推進する。多職種が連携し、日常生活から看取り期まで、切れ目のない支援体制を構築する。
 - ・ 管理的・画一的援助にならないように施設サービス計画に基づき、ご利用者一人ひとりにあった生活援助に努める。
 - ・ 残存機能を適切に生かし、自律した生活への援助に努めるとともに、変化に対しては速やかで柔軟性のある援助に努める。
 - ・ ご利用者の主体性を損なうことのないよう留意し援助に努める。
- (2) 生活指導
 - ・ ご利用者・ご家族の社会的・経済的、また施設の生活支援全般に対して相談に乗り、必要な助言や連絡調整を行う。又、ご利用者・ご家族からの苦情は真摯に受け止め、誠意を持って対応する。
- (3) 食事
 - ・ ご利用者のQOLの維持のために、給食管理および栄養管理の質を保つ。
- (4) 保健衛生
 - ・ ご利用者が安全に快適な環境で生活が出来、施設内感染対策を徹底し新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症及び食中毒の発生・まん延を防ぐ。
- (5) 医療・リハビリ
 - ・ 疾患による症状や早期異常を的確に判断し入院加療につながらないよう他職種や家族との連携に努める。
 - ・ 心身ともにリフレッシュできる機能訓練を取り入れ身体の機能保持に努める。
- (6) 教養・娯楽
 - ・ うるおいと楽しみのある生活を送れるよう四季折々の行事を大切に、ご利用者一人ひとりが参加意識の持てる活動を工夫する。また、利用者個々の希望に沿った行事を取り入れていく。
- (7) ご家族との連携
 - ・ ご利用者のご家族のつながりが途切れぬように、個別の家族状況を把握し、信頼関係を築きながらご家族との連携を深める。
 - ・ ご家族とのコミュニケーションを深めるため、定期的に施設広報誌の配布や利用アンケート等を実施し、ご利用者のご家族と施設が一体となって活動できる体制を構築する。
- (8) 地域交流
 - ・ 関係機関・自治会との連携を密にし、施設の持つ機能を積極的に地域福祉に提供し、地域福祉の拠点としての施設の役割を果たしていく。

(9) 環境整備

- ・ 安全に快適に生活できるように、清潔・美観に富んだ環境作りに努める。設備・器具什器等は定期的に点検し、ご利用者の生活に支障がないように努める。
- ・ 5 S活動を行うことで、よりご利用者の生活が快適且つ安全に、また職員の業務が円滑となる様に取り組む。

年 間 行 事 予 定

	年 間	月 間	週 間	随 時
4月	花 見 会 サテライト開所記念	お誕生日会	嘱託医回診 (水曜日)	防災訓練 サービス担当者会議 外出・散歩 地域行事への参加 買い物
5月	端 午 の 節 句 日 母 の 日	お好みメニュー 理髪の日	歯科往診 (木曜日) 余暇の日	
6月	父 の 日 環 境 整 備	甲府市介護相談員	清掃の日 (日曜日)	
7月	七 夕 土 用 の 丑 の 日			
8月	夏 祭 り			
9月	敬 老 会 十 五 夜			
10月	十 三 夜 紅 葉 狩 り ハロウィンイベント	胸部レントゲン 血液検査		日 課
11月	環 境 整 備			生活リハビリ
12月	ク リ ス マ ス 会 餅つき			レクリエーション
1月	新 年 祝 賀 会 草 七			体操
2月	節 分			
3月	ひ な 祭 り			

防 災 訓 練 年 間 計 画

訓 練 種 目		時 期	内 容
総合訓練 (利用者参加)		9 月	◎警戒宣言発令から、地震発生退避・避難誘導・消火・通報等の総合訓練
部分訓練	通報訓練 招集訓練	随時	◎消防機関への通報訓練 ◎警戒宣言発令時、地震・火災発生時の施設内通報訓練 ◎夜間非常招集の実地訓練
	避難誘導訓練 救護訓練 (利用者参加)	5 月	◎火災時、水害時の避難誘導訓練 ◎地震発生時、警戒宣言発令時の避難誘導訓練 ◎避難器具の使用方法 ◎負傷者の救護訓練 ◎BCP 訓練
指導	防災教育 (利用者参加)	9 月	◎防災の教育 ◎BCP 研修 ◎役割分担など確認

尚古園指定居宅介護支援事業所

居宅介護支援方針

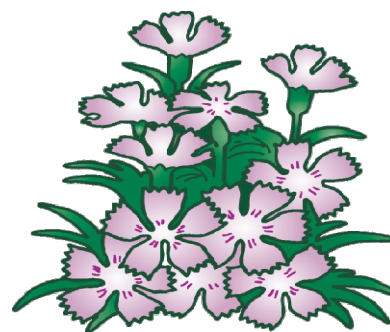
「甲府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（令和３年４月１日及び令和３年１０月１日改正施行）」を遵守し、ご利用者やご家族からの介護に関する要望の実現のために、各サービス提供事業者や関係機関との連携に努め、より良い介護生活が実現されるように支援していく。

重点目標

- ①甲府市の定める基準に則り、適正なマネジメントを実施していく。
- ②運営基準上必要な体制のもとにマニュアルや計画書等の書類を整備し適正な事業所運営を目指す。
- ③社会福祉法人の運営する事業所として行政や地域の関連機関、また、法人内事業所等と連携し協力しあっていく。
- ④ご利用者やご家族の介護上のニーズに応えられるよう関連する研修会等へ参加しながら支援に必要な各種制度の知識・理解を深め、適切なケアマネジメントを目指していく。

実施内容

1. 介護等の相談の受付・連絡・調整
2. 介護保険等の書類の代行申請
3. ご利用者の心身の状態の把握やご家族の介護状況・生活の様子の確認
4. ご利用者・ご家族・介護サービス事業者・その他関係機関との連絡・調整
5. 居宅サービス計画の作成
6. 給付管理の実施
7. 介護、医療、福祉サービスの利用状況の確認
8. 福祉・医療機関等との連携
9. 委託された介護保険認定調査の実施
10. 地域貢献に関わる事項



グループホーム山径

生活支援方針

要介護者であって認知症の状態にあるご利用者に対し、家庭的な環境のもとで、人権・人間性の尊重を基本とした生活支援を実践することで、ご利用者がある能力に応じた日常生活を営むことが出来るよう努める。

- * お互いに仲良く助け合うホーム
話し合いの場を持ち、互いに理解を求め合える場づくり。
- * 各自が役割を持ち、笑顔があふれるホーム
個々の特徴を理解し、生かしていく。
- * 和やかな会話が絶えないホーム
皆で出来ることを多く提供していけるようにする。
- * 地域と関りながら暮らすホーム
地域の方達と交流を持ちながら生活を行っていく。

重点目標

- * 利用者様を大切にし、笑顔で楽しく過ごせるホーム作りを行う。
- * 通所の方々とも交流することにより、日々の生活が豊かになるような関係を作る。
- * 感染症対策の徹底を図り、健康で安全に過ごせる環境を提供する。
- * 地域の一員であることを意識し、交流の機会を利用していく。
- * 人材の育成・確保を目的とした職場環境の改善を行う。
- * 介護テクノロジーの導入を図る。

実施内容

令和7年度法人運営方針・生活支援方針を踏まえて、併設する特別養護老人ホーム及び協力医療期間との連携支援体制を強化するとともに、各種関係機関との連携に努め、次の事業を実施する。

1. ご利用者の心身の状況に応じた介護。
2. 食事その他の家事等の提供。（ご利用者と共同で行うよう努める）
3. ご利用者の趣味・嗜好に応じた活動の支援。
4. ご利用者が日常生活を営むうえで必要な行政機関等に対する手続き等。
5. その他ご利用者に対する便宜の提供。
6. 共有空間デイサービス利用時の送迎。
7. 個別に応じた日常生活の介護計画の作成。
8. 地域の方々との連携を通じ、地域福祉に貢献する。

年 間 行 事 予 定

	年 間	月 間	随 時
4 月	花見会	各種レク・行事	いきいきサロン
5 月	外出レク	誕生日会	各地域祭り行事
6 月	外出レク	なでしこ会	お楽しみランチ (年3～4回)
7 月	七夕	内科往診	歯科往診
8 月	夏祭り	体重測定	精神科往診 (連絡時)
9 月	敬老祝賀会	床屋	
10月	運動会	スタッフ会議	防災訓練
11月	開所記念日・紅葉狩り		ケース会議
12月	忘年会・餅つき		
1 月	新年祝賀会・初詣		
2 月	節 分		
3 月	ひな祭り		

防 災
訓 練
年 間
計 画

訓 練 種 目		時 期	内 容
総 合 訓 練 (利 用 者 参 加)		5 月	警戒宣言発令から、地震発生退避・避難誘導・消火・通報等の総合訓練
部 分 訓 練	消火放水訓練	随 時	消火器具の取扱いの熟知を図るため、消火栓・消火器・バケツ等による放水・消火訓練
	通報訓練 召集訓練	随 時	消防機関への通報訓練 警戒宣言発令時、地震・火災発生時の施設内通報訓練、夜間非常招集の实地訓練
	避難誘導訓練 救護訓練 (利用者参加)	7 月	火災時の避難誘導訓練 地震発生時、警戒宣言発令時の避難誘導訓練 避難器具の使用方法、負傷者の救護訓練
指 導	防 災 教 育	7 月・3 月	防災の教育 役割分担など確認

尚古園デイサービスセンター

通所介護支援方針

要支援状態又は要介護状態にあるご利用者の人権・人間性を尊重することを基本として、ご利用者及びご家族のニーズを的確に把握し、適切な通所介護サービスの提供を目指す。また、可能な限り居宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう支援するとともに、ご利用者の社会的孤立感の解消、ご家族の介護負担の軽減に寄与できる事業所を目指すことを方針とする。

- * 安全で安心して楽しめるやすらぎの場を提供します。
- * ふれあいを通して、明日への活力・生きがいを持てるよう応援します。
- * 一人ひとりに合ったかかわりを重視します。

重点目標

- * 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の実施も含め、稼働率目標が達成できるよう、経営基盤強化に寄与する事業運営を目指す。
- * デイサービスの活動状況や PR を SNS 等での発信や積極的な地域交流により、利用者の安定的な確保に努めるとともに、職業魅力度の向上を図り入職促進に取り組む。
- * 勉強会や研修等の企画・参加を通じ、職員の介護技術や資質、及び接遇力の向上を図り、質の高いサービスを提供することにより、ご利用者・ご家族・地域 から信頼されるデイサービスを目指す。
- * ご利用者の状況を把握し、在宅生活に必要な日常生活動作の維持・向上への取り組みを通して、ご利用者一人ひとりに寄り添う介護を行う。また、四季折々の行事の提供や環境整備を実施し、ご利用者が心身ともに楽しく安全に安心して過ごせる、明るく居心地の良い和やかなデイサービス経営を目指していく。
- * 継続的な介護サービス提供のため、実効性のある業務継続計画（BCP）の推進と感染症対策の徹底を行う。
- * ICT（ケアカルテ）を活用した科学的介護の実践や、5 S 活動による職場環境の整備により、生産性向上に取り組む。

実施内容

令和 8 年度法人事業方針・通所介護支援方針を踏まえて、介護支援事業者等関係機関との連携に努め、次の事業を通してご利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう支援するとともに、家族介護の負担軽減を図るものとする。

1. 入浴サービス（一般浴・リフト浴・機械浴）
2. 給食サービス
3. 介護サービス
4. 日常動作訓練
5. 健康状態の確認
6. 送迎サービス
7. レクリエーション・余暇活動
8. 生活相談・援助
9. その他日常生活全般にわたる介護
10. 継続的な感染対策の実施

年間行事予定

	年 間	月 間
4 月	お茶会	【行事・各種活動】 ・誕生日会 ・体重測定 ・おやつ作り ・みそ汁作り ・各種レク・桃の節句・端午の節句 ・地域交流・地域行事参加 ・職場体験、実習生受入れ 【防災】 ・防災訓練(防災計画に応じて) ・防災教育 【高齢者虐待防止】 ・高齢者虐待防止委員会 【生産性向上のための業務改善の取組】 ・生産性向上委員会（ICT 活用・5S 活動） 【感染症予防】 ・感染症対策委員会 【会議・勉強会など】 ・業務運営会議 ・スタッフ会議 ・事業所研修会・外部研修会受講支援 ・研修報告会（随時） ・1on1 ミーティングの定期開催
5 月	外出レク	
6 月	喫茶レク	
7 月	七 夕	
8 月	納涼行事	
9 月	敬老会	
10月	運動会	
11月	紅葉行事	
12月	クリスマス	
1 月	新年祝賀会 もちつき	
2 月	節 分	
3 月	花見会	

防災訓練年間計画

訓 練 種 目		時 期	内 容
総合訓練		9 月	警戒宣言発令から、災害発生退避・避難誘導・消火・通報等の総合訓練
部 分 訓 練	消火放水訓練	随 時	消火器具の取扱いの熟知を図るため、消火栓・消火器・バケツ等による放水・消火訓練
	通報訓練 召集訓練	随 時	消防機関への通報訓練 警戒宣言発令時、災害発生時の施設内通報訓練 夜間非常招集の实地訓練
	避難誘導訓練 救護訓練	3 月	火災時の避難誘導訓練 地震発生時、警戒宣言発令時の避難誘導訓練 避難器具の使用法、負傷者の救護訓練
指導	防災教育	9 月	防災の教育、役割分担など確認

デイサービスセンター山径

通所介護支援方針

認知症であるご利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じた日常生活を営む事が出来るよう、必要な日常生活上の援助を行なうことにより、ご利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにご利用者のご家族の心体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

- * 入居されている方と会話を楽しみ活動出来る場を提供します。
- * ゆったりとお風呂に入れる時間を大切にします。
- * 安全・安心に過ごせるよう、きめ細かい関わりを持ちます。

重点目標

- * ご利用者が自身の出来る事を維持し、心身の機能が活性化出来るように支援する。
- * ご利用者の個々の状況を的確に把握し、柔軟に対応し、ご家族との情報交換を行い、在宅生活が継続出来るようなサポートをしていく。
- * 人材の育成・確保を目的とした職場環境の改善を行う。
- * 介護テクノロジーの導入を図る。

実施内容

令和7年度法人運営方針・通所介護支援方針を踏まえて、介護支援事業者等関係機関との連携に努め、より細やかな心配りサービスの提供に心がけ、次の事業を実施する。

1. 入浴サービス（一般浴）
2. 給食サービス
3. 介護サービス
4. 健康状態の確認
5. 送迎サービス
6. レクリエーション・余暇活動
7. 生活相談・援助
8. その他日常生活全般にわたる介護

年間行事予定

	年 間	月 間	随 時
4 月	花見会	誕生日会	防災訓練（年 2 回） 勉強会 研修報告会
5 月	野外レク	スタッフ会議	
6 月	野外レク		
7 月	七夕		
8 月	夏祭り	ケース会議	
9 月	敬老会	行事食	
10 月	運動会		
11 月	開所記念日・野外レク	体重測定	
12 月	クリスマス会・餅つき		
1 月	新年祝賀会	なでしこ会	
2 月	節分		
3 月	ひな祭り		

サテライト尚古園デイサービスセンター

通所介護支援方針

要支援又は要介護状態にあるご利用者の人権・人間性を尊重することを基本理念とし、ご利用者及びご家族のニーズを的確に把握し、常にご利用者の立場に立った通所介護サービスに努めるものとする。

- * 事業所の立地条件を活かし、地域との関わりを持てる取り組みを行うことで日常生活が有意義に過ごせるような支援を行ってまいります。
- * 少人数ならではのきめ細かいケアなど、一人ひとりに合った関わりをします。
- * 安全で安心して楽しめるやすらぎの場を提供します。

重点目標

- * 地域密着型施設の特性を活かし、季節ごとの地域の社会資源を積極的に取り入れて、社会交流の機会を多く提供する。
- * 多様な生活に対応できるよう、職員のスキルアップができる研修を重ねる。
- * 生産性向上委員会を設置し、5S活動による職場環境の整備や介護テクノロジーの導入等により業務の効率化を図る。
- * 継続的な介護サービス提供のため、実効性のある業務継続計画（BCP）の推進と感染症対策の徹底を行う。

実施内容

令和8年度法人運営方針・通所介護支援方針を踏まえて、介護支援事業者等関係機関との連携に努め、次の事業を通してご利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう支援するとともに、家族介護の負担軽減を図るものとする

1. 入浴サービス（一般浴・機械浴）
2. 給食サービス
3. 介護サービス
4. 健康状態の確認
5. 日常動作訓練
6. 送迎サービス
7. レクリエーション・余暇活動
8. 生活相談・援助
9. その他日常生活全般にわたる介護

年間行事予定

	年 間	随 時
4月	花見会、開所記念祭（お楽しみ食）	【行事・各種活動】 ・誕生日会 ・手作りおやつ作り ・各種レク・季節行事 ・地域交流 【会議・勉強会】 ・スタッフ会議（ケース検討会） ・事業所内勉強会（随時） ・研修報告会（随時）
5月	母の日	
6月	父の日	
7月	七夕	
8月	夏祭り	
9月	敬老会	
10月	ハロウィンイベント	
11月	寿司ランチ	
12月	クリスマス・もちつき	
1月	新年会	
2月	節 分	
3月	ひな祭り	

防災訓練年間計画

訓練種目	時 期	内 容
総合訓練（利用者参加）	9月	◎警戒宣言発令から、地震発生退避・避難誘導・消火・通報等の総合訓練
部分訓練	通報・招集訓練	随時 ◎消防機関への通報訓練 ◎警戒宣言発令時、地震・火災発生時の施設内通報訓練
	避難誘導訓練 救護訓練	5月 ◎火災時の避難誘導訓練 ◎地震発生時、警戒宣言発令時の避難誘導訓練 ◎避難器具の使用方法 ◎負傷者の救護訓練
指導	防災教育	9月 ◎防災の教育 ◎役割分担など確認

サテライト尚古園指定居宅介護支援事業所

居宅介護支援方針

当事業所は、介護保険法及び関係法令並びに「甲府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年4月1日施行）」を遵守し、ご利用者が住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

また、ご利用者及びご家族の意思と人格を尊重し、公正中立な立場で適切なケアマネジメントを実施するとともに、医療・福祉・地域の関係機関と連携しながら、安心して在宅生活を継続できるよう支援します

重点目標

- ① 法令及び運営基準を遵守し、適正な居宅介護支援業務を実施します。
- ② ご利用者・ご家族のニーズを的確に把握し、個々の状態に応じた適切なケアマネジメントを行います。
- ③ 医療機関、介護サービス事業所、地域包括支援センター、行政機関等との連携を強化します。
- ④ 各種研修や事例検討等を通じて、介護支援専門員としての専門性及び支援の質の向上に努めます。
- ⑤ 地域との連携を図りながら、地域包括ケアシステムの推進に寄与します。

実施内容

1. 介護に関する相談の受付
2. 介護保険申請等の手続き支援及び代行
3. ご利用者の心身状況及び生活状況の把握（アセスメント）
4. 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
5. サービス担当者会議の開催
6. 介護サービス事業者等との連絡・調整
7. サービス利用状況の確認（モニタリング）
8. 給付管理業務の実施
9. 医療機関及び福祉関係機関との連携
10. 地域活動及び地域貢献への取り組み
11. 介護支援専門員としての専門性を高めるため、各種研修への参加や事業所内研修、事例検討等を実施し、ケアマネジメントの質の向上に努めます
12. ご利用者の権利擁護を図るとともに、高齢者虐待の防止及び早期発見に努めます。また、個人情報については関係法令及び事業所の規程に基づき適切に管理します。
13. 感染症の予防及びまん延防止のため、必要な体制整備や研修を実施し、安全で適切な事業運営に努めます。

